

一般社団法人日本ろう者柔道協会 利益相反取引管理規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本ろう者柔道協会（以下「本協会」という。）の利益相反取引を適切に管理するために必要な事項を定め、本協会の事業が公正に行われることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程の適用対象者は、以下のとおりとする（以下、以下の者を総称して「役職員等」という。）。

- (1) 本協会の定款に定める会員
- (2) 本協会の理事および監事（以下、総称して「役員」という。）
- (3) 事務局職員

第3条（利益相反取引の定義）

本規程において、利益相反取引とは、以下の行為をいう。

- (1) 役職員等のほか、役職員等の配偶者および一親等の親族ならびにこれらの者が代表者を務める法人（以下、総称して「関係者」という。）が、自己または第三者のために行う本協会の事業の部類に属する取引
- (2) 役職員等または関係者が、自己または第三者のために本協会と直接行う取引
- (3) 本協会が役職員等または関係者の債務を保証すること、その他役職員等または関係者以外の者との間において本協会と当該役職員等または関係者との利益が相反する取引

第4条（役職員等の義務）

1. 本協会の役職員等が、利益相反取引に該当しまたは該当する可能性がある取引を行う場合、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事長の承認を得なければならない。
2. 本協会の理事が、利益相反取引に該当しまたは該当する可能性がある取引を行う場合、その取引について重要な事実を開示し、事前に理事会の承認を得なければならない。

第5条（考慮事項）

前条に定める承認の申請を受けた者は、以下の諸要素を考慮した上で、取引が本協会の利益になると総合的に判断した場合には、当該申請を承認することができる。

- (1) 当該取引が本協会にとって必要不可欠であること
- (2) 当該取引が本協会の利益を最大化できる見込みであること

- (3) 当該取引により当該対象者が不当に利益を得ているとはいえないこと
- (4) 当該取引により本協会の公平性に疑念が生じるとはいえないこと

第6条（適切な利益相反取引管理）

本協会の役職員は、自己以外の役職員等の利益相反取引等を発見した場合には、速やかに本協会に報告し、本協会において適切な利益相反取引等の管理が行われるよう努める。

第7条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2023年12月1日から施行する。